

入札参加資格審査申請書の提出について（令和5(2023)・6(2024)年度）

1. 受付業種区分

建設工事	建設業法第2条第1項に規定されている29業種
測量・建設コンサルタント等	(1) 測量 (2) 建築関係建設コンサルタント (3) 土木関係建設コンサルタント (4) 地質調査 (5) 補償コンサルタント (6) その他 草刈り・側溝清掃 ※路面、管渠清掃を含む。

2. 参加資格要件（次の条件をすべて満たす方が申請できます）

建設工事	(1) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。 (2) 審査基準日が <u>令和3(2021)年8月1日から令和4(2022)年7月31日</u> の間に含まれる経営事項審査を受審し総合評定値(P点)の通知を受けていること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する欠格事項に該当しないこと。 (5) 国税・地方税について未納がないこと。 (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険）に加入していること。※適応除外の場合は除く (7) 本申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載や重要な事実についての未記載の事実がないこと。
測量・建設コンサルタント等	(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する欠格事項に該当しないこと。 (3) 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。 (4) 営業に関し法律上必要とする資格を有すること。 (5) 国税・地方税について未納がないこと。 (6) 本申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載や重要な事実についての未記載の事実がないこと。

3. 資格の有効期間 令和5(2023)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの2年間

4. 申請方法 ①栃木県電子申請システムによる電子申請及び、②確認書類等を郵送提出

電子申請後に共通書類及び小山市提出書類を、提出が確認できる方法（特定記録郵便、簡易書留、レターパックのいずれか）により一括して共同受付窓口へ送付してください。

※共通書類は、チェックリストを先頭にして、チェックリストに記載のある順番に書類を並べた上で、左上をホッチキスで留めてください。

（各市個別書類も同様にまとめてください）

10/14 赤字部分（書類のとりまとめ方）を修正しました。すでに提出された方は、再

提出の必要はありません。

(3) 送付先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県県土整備部監理課 建設業担当

※封筒表面に「建設工事（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請書類在中」と赤で記入してください。

5. 申請受付期間

【建設工事】

県内・県外の別	電子申請受付期間	確認書類提出期間
県内業者	令和4年10月17日（月） ～11月4日（金）	電子申請後、 令和4年11月9日（水）までに郵送（必着）
県外業者	令和4年11月7日（月） ～11月25日（金）	電子申請後、 令和4年11月30日（水）までに郵送（必着）

【測量・建設コンサルタント等】

県内・県外の別	電子申請受付期間	確認書類提出期間
県内業者・県外業者ともに	令和4年10月3日（月） ～10月21日（金）	電子申請後、 令和4年10月31日（月）までに郵送（必着）

6. 受付票 書類の到達は申請者側で確認できるため、返信用のはがき等を同封されましても返信いたしませんので、ご了承ください。
7. 結果通知 審査の結果（認定の可否）については、令和5年3月下旬頃に通知します。
8. その他 共同受付の「入札参加資格審査定期申請の手引き」はホームページに掲載していますので、内容を確認した上で申請をしてください。
小山市提出書類（チェックリスト、主観的事項調査票等）については市ホームページからダウンロードできます。
9. 問い合わせ先
- ▶共同受付全般及び共通書類について
栃木県県土整備部監理課建設業担当 TEL028-623-2390
 - ▶小山市提出書類について
小山市総務部管財課工事契約係 TEL0285-22-9323
 - ▶電子申請システムの利用者登録やシステムの操作、設定等について
マロニエヘルプデスク TEL0120-464-119